

善通寺市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 7 条第 1 項に基づき、善通寺市子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同

様とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、民生部子ども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。